

入札公告

令和2年 2月12日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本正之

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

広島市立安佐市民病院テレビ等レンタルシステム業務

(2) 履行の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年8月31日まで

ただし、広島市立安佐市民病院は、現在、新築建替工事等が進行中であり、現病院での運営期間が確定していないため、本業務の履行期間は、短縮または延長する可能性がある。その場合、本一般競争入札の結果、契約の相手方となった者と当院との間で履行期間等を変更する変更契約を締結することとする。

※ 契約締結の日から令和2年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。

※ 本業務については、現在の広島市立安佐市民病院での業務であり新病院に引き継ぐものではない。

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年8月31日まで

(5) 履行場所

広島市立安佐市民病院

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

(6) 入札方式

入札後資格確認型一般競争入札（開札後に入札参加資格の有無を確認）

(7) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札で行う。

イ 入札書に記載する数値は、収益（※）予定額を参考に広島市立安佐市民病院に支払う管理経費の割合をパーセント（小数点第2位以下の数値は切り上げ）で記載すること。

※ 収益とは、売上金からカード清算金額、電話料金を控除した金額をいう。

(8) 収益予定額

入札割合の根拠となる収益予定額(前年度実績)は、以下のとおりとする。

ア 床頭台（テレビ・冷蔵庫・電話） 32,000,000円

イ 洗濯機 590,000円

ウ 乾燥機 820,000円

※ ただし、この収益額は前年度の売りに基づき予定したもので、実際の収益額を保証するものではない。

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」及び「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は、病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 広島市内に所在する病院（500床程度）における実績がある。過去3年間において同等の業務を実施した実績があること。ただし、複数年契約により現在実施中の業務がある場合においては、令和元年9月以前に1年以上の実績期間があること。
- (7) その他の入札参加資格は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページ上の「入札・契約情報」→「入札見積情報」→「委託賃借一覧」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により交付する。

ア 交付期間

公告日から令和2年2月27日（木）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

〒730-0037

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話 082-569-7836（直通）

電子メール：hirokokou-honbu@hcho.jp

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

病院機構のホームページ（前記(1)に記載のとおり。）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア、イにより交付する。

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先

ア 入札、契約に関することは、前記(1)イに同じ。

イ 入札、契約に関することは、以下のとおり。

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

広島市立安佐市民病院事務室総務課総務係

TEL 082-815-5211

電子メール：asashimin-hosp@hcho.jp

(4) 仕様書等に対する質問等

ア 質問書の提出期間

公告日から令和2年2月18日（火）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所

前記(3)イに同じ。

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

※ 電子メール送信後に、必ず電話連絡の上、到達を確認すること。

エ 質問に対する回答は、質問者へ直接回答（電子メール）するほか、前記(1)イにおいて令和2年2月27日（木）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時までの間、閲覧に供するとともに病院機構ホームページにて掲示する。

(5) 入札書等の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 提出期限

令和2年 2月27日（木）午後5時まで。

ウ 提出場所

前記(1)イに同じ。

(6) 入札回数

ア 入札は初度及び再度の2回とする。

イ 初度入札において、予定割合を超える割合がない場合は、1回に限り再度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 開札の日時及び場所

ア 初度入札

(ア) 日時

令和2年 2月28日（金）午前10時45分

(イ) 場所

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階
地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課入札室

イ 再度入札

(ア) 日時

初度入札後、直ちに実施。

(イ) 場所

上記ア(イ)に同じ。

(8) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時まで前記(1)イの契約課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

(9) 入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出方法

開札後、最高入札割合提示者が提出(持参に限る。)すること。詳細は入札説明書による。

イ 提出期限
令和2年 2月28日（金）午後5時まで。

ウ 提出場所
前記(1)イに同じ。

(10) 入札参加資格確認結果及び入札結果の通知
入札参加資格確認後、落札者決定通知書により通知する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の中止
入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札の執行を延期又は中止する。

(3) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

エ 入札数値を訂正した入札

オ 入札書に記名押印がない入札

カ 入札書の記入文字が明確でない入札

キ 同一の入札参加者若しくは代理人（復代理人を含む。）から2通以上の入札書が提出された入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

予定割合を超える最高の割合をもって有効な入札を行った者（同数値の者が2者以上ある場合は、くじ引きにより順番を決定する。）から順に入札参加資格の確認を行った上で後日落札者を決定する。詳細は、入札説明書による。

(5) 契約割合

落札者が入札書に記載した割合をもって契約割合とする。

(6) 契約保証金

契約締結日までに、各年度の収益予定額（消費税及び地方消費税込み。以下同じ。）に契約割合を乗じた額のうち最高となる年度の支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。詳細は、入札説明書による。

(7) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

契約を締結しない落札者は、最高となる年度の収益予定額に契約割合を乗じた額の100分の5に相当する額を損害賠償金として病院機構へ支払わなければならない。また、病院機構は、契約を締結しない落札者を病院機構における競争入札に参加させない措置を講じる。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。